

提案条例説明資料

令和 7 年 6 月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	報告第5号
2	題名	専決処分の報告について（浜田市税条例の一部を改正する条例）
3	目的・理由	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により同年3月31日付けで、浜田市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。
4	概要	1 公示送達関係 インターネットを用いることにより閲覧可能な状態に置く方法の新設 2 個人住民税関係 大学生の子等を扶養する親に対する特定親族特別控除の新設 3 軽自動車税関係 (1) 二輪車の車両区分の見直しに伴う改正 原動機付自転車第1種の基準（総排気量 125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下）の新設 (2) マイナ免許証（マイナンバーカードと運転免許証が一体化したカード）の運用開始に伴う改正 身体障がい者等に対する種別割の減免申請手続における運転免許証の提示義務の変更 4 固定資産税関係 長寿命化に資する大規模修繕工事を実施したマンションに係る特例に関する手続の変更 5 市たばこ税関係 加熱式たばこの課税方式の特例の新設 6 その他規定の整理
5	施行期日等	1 施行期日 令和7年4月1日（一部を除く。） 2 経過措置 各税目に関する経過措置

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 40 号
2	題名	浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部が改正され、国政選挙における選挙運動用ポスター等の作成の公営に要する経費に係る限度額が近年の物価の変動等を踏まえて引き上げられることに伴い、市議会議員及び市長の選挙における当該限度額についてもこれに準じて見直しを行うため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正【第 1 条】 ポスター 1 枚当たりの作成単価に係る限度額の変更（第 4 条関係） 印刷単価 （改正前） 541 円 31 銭 （改正後） 586 円 88 銭 2 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正【第 2 条】 ビラ 1 枚当たりの作成単価に係る限度額の変更（第 4 条及び第 5 条関係） （改正前） 7 円 73 銭 （改正後） 8 円 38 銭
5	施行期日等	1 施行期日 公布の日 2 経過措置 施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 41 号
2	題名	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部が改正され、保育内容支援等に係る連携協力に関する見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 改正する条例 (1) 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例【第 1 条】 (2) 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例【第 2 条】 2 改正内容 (1) 保育内容支援に係る連携協力の見直し（【第 1 条】第 42 条関係、【第 2 条】第 7 条関係） 連携施設の確保が著しく困難と認める場合に、連携施設を確保しないことができる要件の追加 (2) 代替保育に係る連携協力の見直し（【第 1 条】第 42 条関係、【第 2 条】第 7 条関係） 連携施設の確保が著しく困難と認める場合に、連携施設を確保しないことができる要件の緩和 (3) 連携施設に関する経過措置期間の延長（【第 1 条】附則第 4 条関係、【第 2 条】附則第 4 項関係） 連携施設を確保しないことができる期間を 5 年延長 (4) その他規定の整理
5	施行期日等	公布の日
6	備考	対象となる事業所は、現時点で浜田市内に存在しません。

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 42 号
2	題名	浜田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。）の一部が改正され、引用する条項が整理されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	令を引用する条項の整理（第 4 条関係） （改正前）第 21 条第 2 項第 1 号 （改正後）第 22 条第 2 項第 1 号
5	施行期日等	公布の日